

令和7年度第1回 防府市廃棄物減量等推進審議会

令和7年6月3日
防府市クリーンセンター

(1) ごみ処理手数料について

防府市では、市の徴収する手数料について、適正な受益者負担が確保できるよう定期的な見直しを行うこととしています。については、この度、近年の物価高騰に対応するため下記の方針等により手数料について見直しを実施することとします。

1. 方針

(1) 受益者負担の原則

市で行う様々な役務の提供に要する費用は、受益に応じた負担を原則として、役務の提供に直接必要な費用に限定し算定します。

(2) 算定方法の明確化

積算根拠や算定方法を明確にし、透明性の確保を目指します。

2. 前提条件

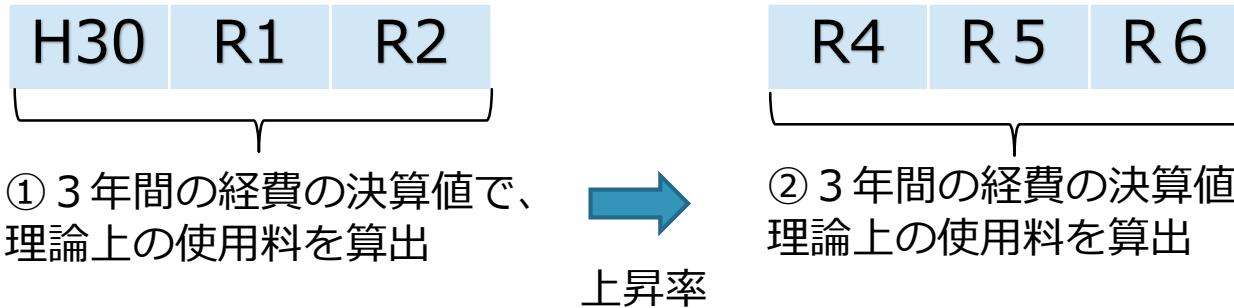
特別な事情がある場合を除いて3年ごとに見直しを行います。なお、これに限らず、現行料金算定の基準となる年度から消費者物価指数（総合）が5%以上変動した場合は見直すこととしています。

令和5年度、消費者物価指数が算定基準年度から+7%となりました。最新の実績を反映するため、令和6年度の決算値を用いて算定を行います。



3. 具体的算定方法

«ステップ1»



«ステップ2»

②で算出した手数料と実際の手数料に差がない場合は、改定なし。

«ステップ3»

差がある場合は、①から②への上昇率を乗じたものをR 8年度からの手数料とする。
(現行手数料の1.5倍を限度とする。)

参考

【原価の算定に使用する経費】

- ・職員の人事費
- ・車両の維持管理費
- ・ごみ処理施設等維持管理委託料
(指定ごみ袋の手数料 (特大、大、小) については以下の3つの経費を使用)
- ・製造委託料
- ・配送保管委託料
- ・収納事務委託料

4. 改定期期

令和8年4月 (予定)

(2) プラスチック資源一括回収事業について

プラスチック資源一括回収事業について

○背景

マイクロプラスチックによる海洋汚染や地球温暖化による気候変動など、廃棄されたプラスチックが地球環境にもたらす影響が世界的に問題視されており、こうした地球規模の環境問題は、全世界で解決に向けて早期に取り組んでいく必要がある。

○国の方針

プラスチック資源の循環を推進するため、令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。

○市の役割

家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の収集、再商品化その他国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう努めなければならないとされた。



○本市の方針

より一層のごみの減量・資源の循環利用を図るため、従来のプラスチック製容器包装に、プラスチック使用製品を加えたプラスチック資源の一括回収・再商品化を開始する。

○一括回収・再商品化できるプラスチック類



【施設改修工事】

①新たに回収するプラスチック製品の材質（硬質プラスチック）への対応

破袋機更新

※破袋機とは、回収した資源物の入った袋を裂く設備。



②リチウムイオン電池による火災対策

- ・リチウムイオン電池内蔵製品の混入対策
- ・リチウムイオン電池内蔵製品が混入し、火災が発生した場合の火災対策

※リチウムイオン電池・・・衝撃を与えると発火燃焼

⇒リチウムイオン電池使用製品による火災が、全国のごみ処理場で問題化

【使用例】

電子タバコ、モバイルバッテリー、コードレス掃除機、ゲーム機等

- ・磁選機付きコンベアの設置…リチウムイオン電池を除去（混入対策）
- ・施設内への新たな消火設備の設置（火災対策）

③工期 1年6か月 令和7年9月から令和9年2月

○事業開始までのスケジュール

年度	年月	事業内容
令和7年度	令和7年4月～6月	実証事業地区（岩畠自治会）住民周知
	令和7年7月	実証事業実施
	令和7年9月	施設改修工事開始
令和8年度	令和8年4月～令和9年2月	住民周知
	令和9年2月	施設改修工事完了
	令和9年3月	プラスチック資源一括回収の開始



プラスチック資源一括回収の実証事業について

1. 概要

令和4年4月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。同法では、市町村がプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）の分別収集や再商品化に努めることとされており、より一層のごみの減量化等を図るため、令和8年度末からプラスチック資源の一括回収・再商品化を開始する予定です。

そこで、本市では、市民の出しやすさや効率的な回収・再資源化の仕組みを検討し、今後のプラスチック資源一括回収の取組みに活かすため、実証事業を実施します。

2. 実施内容

(1) 期間 令和7年7月 毎週木曜日

(2) 対象地域 岩畠地区 (1,068世帯)

(3) 収集品目 以下の要件を満たす製品プラスチック

- ・プラスチック素材だけのもの（金属等含む複合製品は不可）
- ・容量が45㍑以下の無色透明な袋に入る大きさで、1辺が50cm、厚さ5mm以内のもの

(4) 実施方法

- ア. 無色透明な45㍑以下の袋に、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一緒に入れて、地域で決められたプラスチック製容器包装の収集日にごみステーションへ搬出していただき、市が収集車で回収し、クリーンセンターのリサイクル施設へ持ち込む。
- イ. リサイクル施設において、回収した内容物や重量等を調査したうえで、選別・ベール化・保管までの処理を行う。
- ウ. ベール品を再商品化事業者へ引き渡し、品質検査を行う。
- エ. 品質検査結果を容器包装リサイクル協会に提出し、令和8年度の再商品化を申請する。



ベール品

3. 検証内容

- ①製品プラスチックの排出量や組成把握
- ②実証前後の排出量の比較
- ③リチウムイオン電池や複合製品などの不適合物の混入状況
- ④リサイクル施設の設備の対応能力や効率的な作業体制

4. 対象地域への周知等

4月6日岩畠自治会の会議にて、市から実証事業の説明。
市広報6月号の配布に合わせ、チラシを配布。

《実証事業 岩畠地区配布チラシ》

プラスチック資源一括回収実証事業へのご協力をお願いします!

実証事業実施日
木曜日 7月3日 10日 17日 24日 31日

OK 対象となるプラスチック資源の例

プラスチックだけでできているもの、金属の部品やゴム、電池などが含まれないもの。
45㍑以内の無色透明袋に入る大きさで、1辺の長さが50cm未満、厚さが5mm未満のもの。

プラスチック製容器包装
+ カップ チューブ・ボトル ポリ袋・フィルム バッグ・トレイ

実証事業期間中新たに回収
製品プラスチック

台所用品 おもちゃ
風呂・洗面用具 文房具 屋外用品 掃除用品

まとめ45㍑以内の“無色透明袋”で出してください。
※中身を使い切ってください。※付着した汚れをきれいに取り除いてください。
「回収できないもの」の詳細については裏面をご覗ください。

お問い合わせ先 防府市生活環境部クリーンセンター
TEL 0835-22-4742 FAX 0835-24-4389 防府市クリーンセンター

防府市生活環境部クリーンセンター
TEL 0835-22-4742 FAX 0835-24-4389 防府市クリーンセンター

NG プラスチック資源として回収できないもの

汚れが落ちないもの 木製品や金属などを含むもの

燃やせるごみ 燃やせるごみ
※ 少量の金属等であれば燃やせるごみ
※ 分解すれば、プラスチックのみを回収することができます。

1辺が50cm以上のもの 厚みが5mm以上のもの

粗大ごみ 燃やせるごみ
※ 50cm未満に高さまたは分解すれば「プラスチック資源」に当ります。
※ 厚さを5mm未満に分解すれば「プラスチック資源」に当ります。
※ 厚さが5mm未満のもの。

ゴム・シリコン製品 ペットボトル

燃やせるごみ 資源ごみ(ペットボトル)
※ これまでどおりお出しください。

特に注意! 電池を含むもの
燃やせないごみ(小型家電)
燃やせないごみ(小型家電)
※ これまでどおりお出しください。

特に注意! 刃物などが付いているもの
刃物は燃やせないごみ
使い捨てライターは危険ごみ(ライター類)

プラスチック資源の出し方のお願い 注意事項

ついている汚れは落とす 中身を使い切る
※ 食品の残りかすや土などの汚れがある時はさっと水洗いするか拭き取ってください。

お問い合わせ先 防府市生活環境部クリーンセンター
TEL 0835-22-4742 FAX 0835-24-4389 防府市クリーンセンター

(3) ごみ処理基本計画について

ごみ処理基本計画について

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、令和4年3月に「防府市ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。また、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項に規定する食品ロス削減推進計画を本計画と合わせて策定しています。本計画は、令和8年度を中間目標年度としています。中間目標年度では、ごみ量や社会情勢等の変化に応じて、見直しを行うこととしています。

計画期間（参考）

計画の期間は、令和4年度から令和13年度の10年間です。



年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
内容・計画期間	基準年度	計画策定	計画開始				中間目標年度 (計画見直し)					最終目標年度

《ごみに関する市民アンケート 実施要領》

1. 目的

市民の日常生活におけるごみ減量等の取組、分別の理解度等を把握し、ごみ処理基本計画策定に当たっての基礎資料とする。

2. 調査対象

令和7年6月30日現在で市内在住の18歳以上の男女2,000人

3. 抽出方法

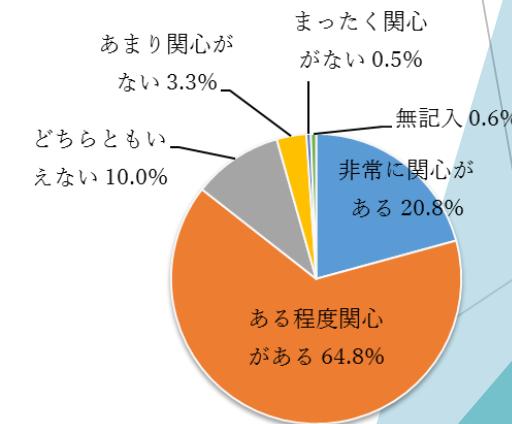
住民基本台帳から無作為抽出

4. 調査方法

郵送配付、郵送回収及びWEB回答

5. 調査票発送時期

8月頃



6. アンケート内容

ごみ問題への関心度と3Rの取組状況

ごみ出しや分別の理解度・協力度

ごみ減量化・リサイクルの施策に関するこ

7. アンケート集計

クリーンセンターにおいて集計

8. 報告

防府市廃棄物減量等推進審議会等への報告

9. アンケート内容について

別紙配布（案）のとおり



1人1日当たり195グラムの減量化

